

○総務省告示第三百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、令和四年十月一日から施行する。

なお、令和三年総務省告示第三百三十六号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、令和四年九月三十日限りで廃止する。

令和四年九月二十日

総務大臣 寺田 稔

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第百三条の二第二項の規定により総務大臣が指定する周波数のうち、専ら広域開設無線局に使用させる周波数は、表1の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。また、法別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数は、広域開設無線局以外の無線局が、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）第二に規定する周波数割当表に基づき当該周波数を使用する広域開設無線局と異なる無線通信の態様を行い、異なる無線局の目的を有し、又は異なる周波数の使用に関する条件に該当するものとして使用する周波数（以下表2において「共用させる周波数」という。）であって、表2の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

表1

法別表第七上欄に掲げる区域	専ら広域開設無線局に使用させる周波数
一の項に掲げる区域	<p>103.5MHz を超え108MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以下、815MHz を超え845MHz 以下、850MHz を超え890MHz 以下、900MHz を超え915MHz 以下、945MHz を超え960MHz 以下、1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下、1,730MHz を超え1,765MHz 以下、1,825MHz を超え1,860MHz 以下、1,920MHz を超え1,980MHz 以下、2,010MHz を超え2,025MHz 以下、2,110MHz を超え2,170MHz 以下、2,545MHz を超え2,575MHz 以下、2,595MHz を超え2,650MHz 以下及び⁴4,500MHz を超え4,600MHz 以下の周波数</p>
二の項に掲げる区域	<p>99MHz を超え103.5MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以下、815MHz を超え845MHz 以下、850MHz を超え890MHz 以下、900MHz を超え915MHz 以下、945MHz を超え960MHz 以下、1,427.9MHz を超え1,46</p>

	<p>2.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下、1,745MHz を超え1,765MHz 以下、1,840MHz を超え1,860MHz 以下、1,920MHz を超え1,980MHz 以下、2,010MHz を超え2,025MHz 以下、2,110MHz を超え2,170MHz 以下、2,545MHz を超え2,575MHz 以下、2,595MHz を超え2,650MHz 以下及びν^4,500MHz を超え4,600MHz 以下の周波数</p>
<p>三の項に掲げる区域</p>	<p>103.5MHz を超え108MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以下、815MHz を超え845MHz 以下、860MHz を超え890MHz 以下、900MHz を超え915MHz 以下、945MHz を超え960MHz 以下、1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下、1,710MHz を超え1,785MHz 以下、1,805MHz を超え1,880MHz 以下、1,920MHz を超え1,980MHz 以下、2,010MHz を超え2,025MHz 以下、2,110MHz を超え2,170MHz 以下、2,545MHz を超え2,575MHz 以下、2,595MHz を超え2,650MHz 以下及びν^4,500MHz を超え4,600MHz 以下の周波数</p>

<p>四の項に掲げる区域</p>	<p>103.5MHz を超え108MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以下、815MHz を超え845MHz 以下、850MHz を超え890MHz 以下、900MHz を超え915MHz 以下、945MHz を超え960MHz 以下、1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下、1,710MHz を超え1,765MHz 以下、1,805MHz を超え1,860MHz 以下、1,920MHz を超え1,980MHz 以下、2,010MHz を超え2,025MHz 以下、2,110MHz を超え2,170MHz 以下、2,545MHz を超え2,575MHz 以下、2,595MHz を超え2,650MHz 以下及び⁴4,500MHz を超え4,600MHz 以下の周波数</p>
<p>五の項に掲げる区域</p>	<p>99MHz を超え103.5MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以下、815MHz を超え845MHz 以下、850MHz を超え890MHz 以下、900MHz を超え915MHz 以下、945MHz を超え960MHz 以下、1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下、1,710MHz を超え1,765MHz 以下、1,805MHz を超え1,860MHz 以下、1,920MHz</p>

	<p>を越え1, 980MHz 以下、2, 010MHz を越え2, 025MHz 以下、2, 110MHz を越え2, 170MHz 以下、2, 545MHz を越え2, 575MHz 以下、2, 595MHz を越え2, 650MHz 以下及びν^4, 500MHz を越え4, 600MHz 以下の周波数</p>
<p>六の項に掲げる区域</p>	<p>99MHz を越え103.5MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を越え748MHz 以下、773MHz を越え803MHz 以下、815MHz を越え845MHz 以下、850MHz を越え890MHz 以下、900MHz を越え915MHz 以下、945MHz を越え960MHz 以下、1, 427.9MHz を越え1, 462.9MHz 以下、1, 475.9MHz を越え1, 510.9MHz 以下、1, 710MHz を越え1, 785MHz 以下、1, 805MHz を越え1, 880MHz 以下、1, 920MHz を越え1, 980MHz 以下、2, 010MHz を越え2, 025MHz 以下、2, 110MHz を越え2, 170MHz 以下、2, 545MHz を越え2, 575MHz 以下、2, 595MHz を越え2, 650MHz 以下及びν^4, 500MHz を越え4, 600MHz 以下の周波数</p>
<p>七の項に掲げる区域</p>	<p>103.5MHz を越え108MHz 以下、207.5MHz 以上222MHz 以下、718MHz を越え748MHz 以下、773MHz を越え803MHz 以下、815MHz</p>

	<p>を越え845MHz以下、850MHzを越え890MHz以下、900MHzを越え915MHz以下、945MHzを越え960MHz以下、1,427.9MHzを越え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを越え1,510.9MHz以下、1,710MHzを越え1,785MHz以下、1,805MHzを越え1,880MHz以下、1,920MHzを越え1,980MHz以下、2,010MHzを越え2,025MHz以下、2,110MHzを越え2,170MHz以下、2,545MHzを越え2,575MHz以下、2,595MHzを越え2,650MHz以下及びν_4,500MHzを越え4,600MHz以下の周波数</p>
<p>八の項に掲げる区域</p>	<p>99MHzを越え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを越え748MHz以下、773MHzを越え803MHz以下、815MHzを越え845MHz以下、850MHzを越え890MHz以下、900MHzを越え915MHz以下、945MHzを越え960MHz以下、1,427.9MHzを越え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを越え1,510.9MHz以下、1,710MHzを越え1,765MHz以下、1,805MHzを越え1,860MHz以下、1,920MHzを越え1,980MHz以下、2,010MHzを越え2,025MHz以下、2,110MHzを越え2,170MHz以下、2,545MHzを越え2,575MHz以下、2,595MHz</p>

	<p>H z を超え2, 650MHz 以下及びν^4, 500MHz z を超え4, 600MHz z 以下の周波数</p>
<p>九の項に掲げる区域</p>	<p>99MHz z を超え103.5MHz z 以下、207.5MHz z 以上222MHz z 以下、718MHz z を超え748MHz z 以下、773MHz z を超え803MHz z 以下、815MHz z を超え845MHz z 以下、850MHz z を超え890MHz z 以下、900MHz z を超え915MHz z 以下、945MHz z を超え960MHz z 以下、1, 427.9MHz z を超え1, 462.9MHz z 以下、1, 475.9MHz z を超え1, 510.9MHz z 以下、1, 730MHz z を超え1, 765MHz z 以下、1, 825MHz z を超え1, 860MHz z 以下、1, 920MHz z を超え1, 980MHz z 以下、2, 010MHz z を超え2, 025MHz z 以下、2, 026MHz z を超え2, 026.1MHz z 以下 (注) 、2, 036MHz z を超え2, 040MHz z 以下 (注) 、2, 110MHz z を超え2, 170MHz z 以下、2, 206MHz z を超え2, 210MHz z 以下 (注) 、2, 216MHz z を超え2, 220MHz z 以下 (注) 、2, 226MHz z を超え2, 230MHz z 以下 (注) 、2, 545MHz z を超え2, 575MHz z 以下、2, 595MHz z を超え2, 650MHz z 以下及びν^4, 500MHz z を超え4, 600MHz z 以下の周波数</p>
<p>十の項に掲げる区</p>	<p>103.5MHz z を超え108MHz z 以下、207.5MHz z 以上222MHz z 以下、718</p>

域	MH z を超え 748MH z 以下、 773MH z を超え 803MH z 以下、 815MH z を超え 845MH z 以下、 850MH z を超え 890MH z 以下、 900MH z を超え 915MH z 以下、 945MH z を超え 960MH z 以下、 1, 427. 9MH z を超え 1, 462. 9MH z 以下、 1, 475. 9MH z を超え 1, 510. 9MH z 以下、 1, 730MH z を超え 1, 765MH z 以下、 1, 825MH z を超え 1, 860MH z 以下、 1, 920MH z を超え 1, 980MH z 以下、 2, 010MH z を超え 2, 025MH z 以下、 2, 026MH z を超え 2, 026. 1MH z 以下 (注) 、 2, 036MH z を超え 2, 040MH z 以下 (注) 、 2, 110MH z を超え 2, 170MH z 以下、 2, 206MH z を超え 2, 210MH z 以下 (注) 、 2, 216MH z を超え 2, 220MH z 以下 (注) 、 2, 226MH z を超え 2, 230MH z 以下 (注) 、 2, 545MH z を超え 2, 575MH z 以下、 2, 595MH z を超え 2, 650MH z 以下及び 4, 500MH z を超え 4, 600MH z 以下の周波数
十一の項に掲げる区域	103. 5MH z を超え 108MH z 以下、 207. 5MH z 以上 222MH z 以下、 718MH z を超え 748MH z 以下、 773MH z を超え 803MH z 以下、 815MH z を超え 845MH z 以下、 850MH z を超え 890MH z 以下、 900MH z を超え 915MH z 以下、 945MH z を超え 960MH z 以下、 1, 427. 9MH z を超え 1,

		462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,730MHzを超え1,765MHz以下、1,825MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
十四の項に掲げる区域		2,655MHzを超え2,690MHz以下の周波数
十五の項に掲げる区域	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の七第一号	850MHzを超え860MHz以下の周波数

に掲げる区域	
電波法施行規則第五十一条の九の七第二号に掲げる区域	850MHz を超え860MHz 以下の周波数

注 この周波数は、法別表第七備考の規定が適用される無線局が使用する電波の周波数である。

表 2

法別表第七上欄に掲げる区域	共用させる周波数
一の項に掲げる区域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以下の周波数
二の項に掲げる区域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以下の周波数
三の項に掲げる区域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以

域	下の周波数
四の項に掲げる区 域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
五の項に掲げる区 域	2, 330MHz を超え2, 370MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
六の項に掲げる区 域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
七の項に掲げる区 域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
八の項に掲げる区 域	2, 330MHz を超え2, 370MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
九の項に掲げる区 域	2, 330MHz を超え2, 370MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
十の項に掲げる区 域	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以 下の周波数
十一の項に掲げる	2, 340MHz を超え2, 360MHz 以下及び3, 400MHz を超え4, 100MHz 以

区域

下の周波数